様式第7号(第8条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

様

土佐清水市長

命　令　書

　あなたが所有(管理)する次の空家等は，空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」といいます。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当するため，　　年　　月　　日付け　　第　　号　　により，法第14条第3項の規定に基づく，命令を行う旨を事前に通知しましたが，現在に至っても通知した措置がなされていません。

　このため，下記のとおり措置をとることを命令します。

1　対象となる特定空家等

　　所在地

　　所有者(管理者)の住所及び氏名

2　命令に係る措置の内容

3　命ずるに至った事由

4　命令に関する連絡問合せ先

5　措置の期限

(1)上記2に示す措置を実施した場合は，遅滞なく上記4まで報告すること。

(2)本命令に違反した場合は，法第16条第1項の規定に基づき，50万円以下の過料に処せられることがあります。

(3)上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき又は，履行しても十分でないとき，履行しても同期限までに完了する見込みがないときは，法第14条第9項の規定に基づき，当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

(教示)

1　この処分に不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に土佐清水市長に対して審査請求をすることができます。ただし，この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても，この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは，審査請求をすることができなくなります。

2　この処分の取消しの訴えは，この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に，土佐清水市を被告として(訴訟において土佐清水市を代表する者は土佐清水市長となります。)，提起することができます。ただし，この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても，この処分の日(1の審査請求をした場合は，当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは，処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。